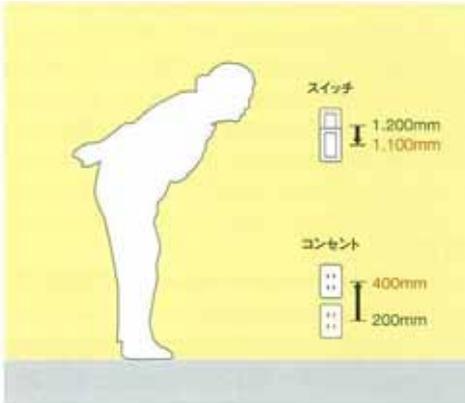


最終更新日 H24.10.24
改修技術 No. 15202101

性能分野	高齢者対応		
大分類	居住性の向上		
中分類	専用部の居住性の向上/スイッチ・建具のとり等交換		
技術の名称	スイッチの取替え		
改修技術の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が操作しやすいよう、スイッチ操作部を大きくしたワイドプレートスイッチ等に取り換える。</li> <li>・用途によって位置表示灯や消し忘れを防止する確認表示灯を内蔵したスイッチを採用する。</li> </ul>		
	 <p>従来のスイッチ</p> <p>ワイドプレートスイッチ</p> <p>適用事例</p>  <p>スイッチ 1,200mm 1,100mm</p> <p>コンセント 400mm 200mm</p> <p>スイッチ類は使いやすい高さに設置する。UR 都市機構では、平成 8 年度よりスイッチの高さを 1200mm から 1100mm に低くすることで操作性を高めた。</p> <p>(出典：(独)都市再生機構)</p>		
共同住宅のタイプごとの技術の適用	技術の種類	調査・診断技術 改修技術（ 劣化を補修する技術      性能を向上させる技術）	
	共同住宅のタイプごとの適用可能性	S55 年以前供給 中層階段室・壁式(総プロA1)	使われる可能性が相当ある
		S55 年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)	使われる可能性が相当ある
		S56～H2 年供給(総プロB)	使われる可能性が相当ある
		H3～12 年供給(総プロC)	現在の技術水準と同等であること等から、適用が望まれるケースが少ない
		H13 年以降供給(総プロD)	現在の技術水準と同等であること等から、適用が望まれるケースが少ない
	(補足)		

常にセットで利用される技術		
技術が適用される建物の部位		共用部分 ( 躯体・外壁 屋根 建具 設備・配管等 その他共用部 ) 専有部分 ( 設備・配管 その他専有部分 ) [ 設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備 ( ) 注意すべき主な法令 ( ) ]
団地で適用した場合のメリット		住棟まわりの土地が利用できること(仮設以外)( ) まとまった土地が利用できること(仮設以外)( ) 住宅の数が多く密度が高い( ) 特定の設備があること( )
足場の設置が必要		必要 不要 ( )
工事による居住者への影響	数日以上居住できない住戸が発生	該当 非該当 ( )
	一時的な影響が発生	断水などライフラインが一時的に利用不可 振動 騒音 粉塵 臭気 その他専有部分又は専用使用部分に対する制限 ( )
	工事後に続く影響が発生	専有部分又は専用使用部分の使用に対する制限( ) 日照・採光等への影響( )
当該技術が利用される工事		計画修繕工事( 劣化の補修 性能の向上 ) 耐震改修工事( 耐震性の向上 他の性能の向上 )
技術的限界		
参考資料	技術情報	高齢者が居住する住宅の設計マニュアル( (財)高齢者住宅財団 )
	価格情報	「リフォーム 2012」(一財)経済調査会